

蒲郡市日本語初期教育支援センターの設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）において日本語教育が必要な児童生徒（以下「児童生徒」という。）を対象に、初期の日本語教育及び学校生活への適応を支援するとともに、社会的自立を図ることを目的として蒲郡市日本語初期教育支援センター（以下「日本語教室」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、日本語教室を設置する。

2 日本語教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 きぼう教室

(2) 位置 蒲郡市竹谷町今御堂31番地1 蒲郡市立塩津小学校北校舎2階

(事業内容)

第3条 日本語教室は、次の事業を行う。

(1) 初期の日本語教育に関する事業

(2) 一人ひとりの児童生徒に応じた学習活動を援助し、好ましい人間関係、集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の実現に関する事業

(3) 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校及びその他関係機関と連携した児童生徒への支援に関する事業

(4) その他教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事業

(組織)

第4条 日本語教室は、教育委員会が所管し、日本語初期指導教室相談員（以下「相談員」という）を置く。

(入室対象者)

第5条 入室対象者は、次の要件を満たす児童生徒とする。

(1) 学校に在籍し、又は蒲郡市に在住し、学校に入学予定の児童生徒

(2) 日本語の指導が必要と教育委員会が認める児童生徒であって、保護者及び本人が入室を希望するもの

(開設日及び開設時間)

第6条 日本語教室の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めたときは、開設日及び開設時間を変更することができる。

(1) 開設日 4月1日から翌年の3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び蒲郡市立学校管理規則（昭和35年蒲郡市教育委員会規則第1号）第7条に規定する学校の休業日を除く。

(2) 開設時間 開設日の午前8時45分から正午まで
(通室)

第7条 通室方法及び通室往復途上の安全確保については、通室する児童生徒の保護者の責任において行う。

(入室手続)

第8条 入室を希望する児童生徒の保護者は、「きぼう教室」入室申請書（第1号様式）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、入室の可否について、在籍学校の長、指導主事及び相談員と協議した結果を基に決定する。

3 教育委員会は入室を許可した場合は、在籍学校の長及び相談員に通知する。

4 第2項の規定により決定する入室期間は、入室を許可した日から3か月間とする。ただし、教育委員会が引き続き通室の必要があると認めた場合は、この限りでない。

(学校との連携)

第9条 教育委員会は、在室児童生徒について通室状況報告書（第2号様式）を毎月作成し、在籍学校の長に報告する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

「あすなろ教室」入室申請書

「あすなろ教室」に入室を希望します。

年 月 日

蒲郡市立	第 学年
児童・生徒氏名	
保護者氏名	

上記の児童・生徒は、保護者の要望と登校の実態により、教育支援センター「あすなろ教室」で一時指導を受けることが適切と判断します。

年 月 日

蒲郡市立

校長

上記の児童・生徒が教育支援センター「あすなろ教室」に在籍することを認めます。

年 月 日

蒲郡市教育委員会

教育長

※ 備考

本書類は、教育支援センター「あすなろ教室」で保存するものとする。

通室状況報告書

学校名				名前		
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
コメント						